

## 第31回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月30日（木）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 14名

1	柚原 千秋			3	片岡 文洋
		5	太田 福司	6	竹内 稔
7	原口 武実	8	宮本 明夫	9	吉田 義明
10	今村 昭仁	11	向井 良治		
13	穀内 和夫	14	守澤 芳弘		
16	金曾 浩文	17	金丸 栄省	18	鈴木 正喜

4. 欠席委員 4名

2	富倉 浩之	4	宮嶋 敏男	12	吉田 洋一
15	牧田 日出男				

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案第1号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案第2号	現況証明願いについて
日程第4	議案第3号	農地法第3条第1の規定による許可について
日程第5	議案第4号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について
日程第6	議案第5号	農地法第4条の規定による許可について
日程第7	議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	議案第7号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後2時28分

## 8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は14名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第31回大樹町農業委員会総会を開きます。会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、14番・守澤芳弘委員、16番・金曾浩文委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会、業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
水津局長	<p><b>(議案に基づき業務報告を説明)</b></p>
議長	<p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は1件でございます。</p> <p>申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号、番号1番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第2号、現況証明願いについての件を議題といたします 提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第2号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは2件でございます。</p> <p>申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、番号1番から2番の内容について、事務局より説明を求めます</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号1番及び2番を説明)</b></p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番から2番について、調査班より、調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長 金丸栄省委員から報告願います。</p>
金丸委員	<p>1月16日(木)に、第3班で現地を確認したところ、申請番号1番並びに2番について、現状では、畑として活用できない状態にあり、班で協議した結果、畑から畑外にすることで異議はありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号、番号1番から2番の現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第3条第1項の規定による許可申請」は1件でございます。</p> <p>内容は、使用貸借が1件でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますのでご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号1番を説明)</b></p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、番号1番について地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、金曾浩文委員から報告願います。</p>
金曾委員	<p>本案件は、賃貸借期間満了による貸付です。</p> <p>申請者は意欲的に営農されており、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。</p>

<p>議長</p>	<p>また、農地の集団化や農作業の効率化には支障が生じないため、許可の基本要件をすべて満たしていると考えられます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についての件を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、農業振興地域整備計画の変更に伴い、大樹町長より意見照会があり、これに回答するものであります。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>水津局長</p>	<p>議案第4号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について提案説明申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出」は1件でございます。</p> <p>申請内容は、農用地区域からの除外が1件でございます。その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p><b>(議案に基づき番号1番を説明)</b></p> <p>1月16日に農地転用とあわせて現地調査を行い、現地の状況、内容から</p>

議長	<p>除外の要件を満たされているものと考えられます。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第3班・班長、金丸栄省委員から報告願います。</p>
金丸委員	<p>従業員住宅の建設の案件で、農地転用と合わせて現地調査を行いました。申請地は拠点の近くであり、当該地に建設することで農作業の効率化や従業員の利便性向上、住環境の改善等が図られると考えられます。</p> <p>営農には大きな支障を及ぼさないことを現地調査にて確認し、農用地からの除外についてはやむを得ないと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号、番号1番について、原案のとおり決定する事に ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定し、農業振興地域整備計画の変更について、異議のない旨大樹町に回答する事といたします。</p> <p>日程第6、議案第5号、農地法第4条の規定による許可についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
水津局長	<p>議案第5号、農地法第4条の規定による許可について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第4条の規定による許可について」は1件でございます。</p> <p>内容は、農家住宅の農地転用が1件、でございます。その申請内容の可</p>

	<p>否についてご審議 賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは番号 1 番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p><b>(議案に基づき番号 1 番を説明)</b></p> <p>また、別紙には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますので、ご参照願ひます。</p> <p>なお、本件は申請面積が3,000㎡を超えないため、北海道農業会議常設審議委員会への意見聴取は省略可能であり、本総会でお認めいただければ許可を出せる案件であります。</p> <p>工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりに転用されたかを確認し、問題が無ければ台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号 1 番について調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第 3 班・班長、金丸栄省委員から報告願ひます。</p>
<p>金丸委員</p>	<p>内容については先ほどご説明した農用地からの除外の案件と同様となります。</p> <p>農地転用の一般基準を満たしており許可することはやむを得ないと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可について、番号 1 番の案件について、許可する事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>水津局長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は15件でございます。</p> <p>内容は、新規の賃貸借が8件、合理化事業の公社買い受け後の賃貸借が4件、一般更新の賃貸借3件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、番号1番から9番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>梅津主幹</p>	<p><b>(議案に基づき番号1番から8番を説明)</b></p> <p>申請番号9番から12番までは、合理化事業による一時貸付の案件となります。</p> <p><b>(議案に基づき番号9番から12番を説明)</b></p> <p>申請番号1から9番につきましては、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり、利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番から3番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 吉田洋一委員より報告を求めます。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、<b>(氏名)</b>、<b>(氏名)</b>、<b>(氏名)</b>の3者とし、期間は1年2か月とした。1,2,3番の賃料は、</p>

<p>議長</p>	<p>前契約、周辺農地の価格などを参考に各提示額で了承を得ております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>次に、番号4番の内容について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員 竹内稔委員より報告を求めます。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、<b>(氏名)</b>とし、期間は3年2か月とした。賃料は周辺農地の価格等を参考に提示をして、了承を得ております。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号5番の内容について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員 今村昭仁委員より報告を求めます。</p>
<p>今村委員</p>	<p><b>(氏名)</b>氏から農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、<b>(氏名)</b>に貸付けることで決定しました。 期間は5年3か月とし、賃料は周辺農地の価格を参考とし、両者に提示し了承を得ました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、番号6番から7番の内容について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員 金曾浩文委員より報告を求めます。</p>
<p>金曾委員</p>	<p><b>(氏名)</b>から農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、<b>(氏名)</b>に貸付けることで決定しました。 期間は6年とし、賃料は周辺農地の価格を参考とし、両者に提示し了承を得ました。 (番号7番について) <b>(氏名)</b>から農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、<b>(氏名)</b>に貸付けることで決定しました。 期間は6年とし、賃料は周辺農地の価格を参考とし、両者に提示し了承を得ました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

議長	<p>次に、番号8番の内容について地区担当委員より報告を求めます。 地区担当委員 片岡文洋委員より報告を求めます。</p>
片岡委員	<p><b>(氏名)</b>から農用地利用集積の申し出があったため、地区に周知し、<b>(氏名)</b>に貸付けることで決定しました。 期間は10年とし、賃料は周辺農地の価格を参考とし、両者に提示し了承を得ました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>番号9番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、貸し付け予定者に賃貸借のため、地域調整報告を省略します。 以上で、報告が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  (質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第6号、番号1番から9番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  (異議なし)  ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。 それでは、番号10番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号10番を説明)</b> 申請番号10番ですが、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。 なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p>

議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>番号10番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、貸し付け予定者に賃貸借のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号、番号10番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>それでは、番号11番の内容について、事務局より説明を求めます。</p>
梅津主幹	<p><b>(議案に基づき番号11番を説明)</b></p> <p>申請番号11番ですが、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>番号11番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、貸し付け予定者に賃貸借のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号、番号11番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたしま</p>

	<p>す。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。それでは、番号12番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p><b>(議案に基づき番号12番を説明)</b></p> <p>申請番号12番ですが、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。</p> <p>なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。</p>
<p>梅津主幹</p> <p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>番号12番については、合理化事業により北海道農業公社が「買い受けた土地」を、貸し付け予定者に賃貸借のため、地域調整報告を省略します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第6号、番号12番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。それでは、番号13番から15番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>申請番号13番からは更新の案件となります。</p>

**(議案に基づき番号13番から15番を説明)**

申請番号13から15番につきましては、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。

なお、同法第18条第3項の各要件は、全て満たされていることを報告いたします。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

番号13番から15番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第6号、番号13番から15番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第8、議案第7号大樹町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

議案第7号、大樹町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について提案説明を申し上げます。

今回の申し合わせ決議は、昨年11月28日に開催された、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図る事となりましたので、この申し合わせ決議の趣旨に則り、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」について議決を求めるものです。

議長

水津局長

議長	<p>次のページの別紙をご覧ください。 朗読説明申し上げます。 <b>(議案を朗読)</b></p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号大樹町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり「決議した」ことに、決定いたします。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。</p>
水津局長	<p>次回の総会につきましては、2月28日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>以上をもって、第31回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。</p>